

平成 19 年 2 月 19 日

株式会社メディアイノベーション 御中

## 内部調査報告書（要旨）

株式会社メディアイノベーション  
経 営 諮 問 委 員 会

本委員会は、株式会社メディアイノベーション（旧株式会社ライブドアマーケティング（以下「LDM」という））が証券取引法違反の容疑でその取締役らとともに起訴の対象とされたことから、内部調査を行った。調査の結果は下記のとおりである。

なお、本調査の対象である一連の行為につき主要な役割を担ったと考えられる LDM 前代表取締役岡本文人（以下「岡本」という）、LDM 前取締役堀江貴文（以下「堀江」という）、LDM 前取締役宮内亮治（以下「宮内」という）及び株式会社ライブドアファイナンス（以下「LDF」という）前代表取締役中村長也（以下「中村」という）については、起訴されたこともあり、事情聴取するに至っていない。

### 記

#### 第 1 調査対象

本調査においては、平成 18 年 2 月 13 日付けの東京地方検察庁検察官の起訴状記載の公訴事実の概要が、

株式会社ライブドア（以下「LD」という）の代表取締役でもある堀江と、宮内、中村、岡本が共謀の上、

- (1) LDM（平成 17 年 5 月 31 日までの商号はバリュークリックジャパン株式会社（以下「VC」という）であったが、便宜上、以下「LDM」という。但し、後述する EXM と区別する必要がある場合は適宜「VC」と表記するものとする）が平成 16 年第 3 四半期（通期）には、経常損失及び当期純損失が発生していたにもかかわらず、架空の売上、経常利益及び当期純利益を計上して虚偽の業績を発表（平成 17 年 11 月 12 日）した
- (2) LD が既に投資事業組合を通じて株式会社マネーライフ社（以下「ML」という）を実質支配下に置いていたにもかかわらず、LDM が株式交換により ML を完全子会社とすることを決議した旨を公表するに際し、「株式交換比率（1 対 1）

については、第三者機関が算出した結果を踏まえ両者間で協議の上決定した」旨等の虚偽の内容を含む公表を行った

- (3) さらに、LDM 株の市場における事実上の需給のひっ迫による LDM 株の高騰を狙って、LDM 株の 100 分割を行う旨の発表(平成 17 年 11 月 8 日)を行い、100 分割を実行した (以下「本件株式分割」という)

などの方法を併用して、有価証券の売買その他の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いるとともに、風説を流布したというものであることから、これらの事実 (便宜的に上記の(1)ないし(3)の事実に細分することとした) 及び調査の過程において判明しまたはマスコミ報道等で指摘された

- (4) LDM (当時は VC) は、平成 16 年第 2 四半期の業績等に関して、架空の売上等を計上した
- (5) LDM (当時は VC) と合併した株式会社イーエックスマーケティング (以下「EXM」という。なお、合併当時の EXM の代表取締役は岡本であった) は、平成 16 年第 4 四半期の業績に関して、架空の売上等を計上した
- (6) LDM (当時は VC) の提出した平成 16 年度有価証券報告書には、上記(1)及び(4)を反映して、虚偽記載がなされている

という事実 (以下、上記(1)ないし(6)をまとめて「本事件」という) の有無及びそれら事実への LDM 前・現経営陣らの関与について調査を行うこととした。

## 第 2 調査結果

本報告書提出日までの調査によると、調査結果は次のとおりである。

上記の(1)ないし(6)の問題行為が存在したことが認められ、あるいはそのように推認することが合理的と考えられた。これらの行為が実行された状況は以下のとおりであるが、全体として見れば、堀江・宮内・中村・岡本の共謀に基づき発案・企画・実行されたものと評価される。

### 1. 起訴状記載の事実について

#### (1) 第 1(1)について

関係各証拠を総合的に判断すれば、LDM (当時は VC) が平成 16 年第 3 四半期 (通期) には、経常損失及び当期純損失が発生していたにもかかわらず、LDM (当時は VC) から QN に対して平成 16 年第 3 四半期 (平成 16 年 7 月から 9 月) における広告関連取引及びコンサルティング業務として売上金額合計 1 億 500 万円が架空売上として計上され、経常利益、当期純利益が黒字であるとする虚偽の業績を発表したことが認められる。

(2) 第1(2)について

関係各証拠を総合的に判断すれば、①LDMによる株式交換の時点では、LDが既に投資事業組合を通じてMLを実質支配下に置いていたこと、②本件株式交換に際し用いられた株式交換比率算定書は専らLDF側で作成済みであり、第三者機関は何ら主体的な関与はしていないこと、③交換比率算定のためのML株式の評価はLDF側で買収時の価格にMLの企業価値と全く関係のない価格を加算して決定したものであったにもかかわらず、LDMが株式交換によりMLを完全子会社とすることを決議した旨を公表するに際し、「株式交換比率(1対1)については、第三者機関が算出した結果を踏まえ両者間で協議の上決定した」旨等の虚偽の内容を含む公表を行ったことが認められる。

(3) 第1(3)について

関係各証拠を総合的に判断すれば、本件株式分割はLDMの株価を高騰させ、LDへの多額の利益の還流を図る目的で計画されたものと推認することが合理的である。

2. 起訴状記載以外の事実について

(4) 第1(4)について

関係各証拠を総合的に判断すれば、VCの平成16年4月から6月の第2四半期が2000万円程度の赤字になる見込みであったため、関係者間で話し合いを行い、コンサルタントの名目で1500万円を追加で架空に計上したこと等が認められる。

(5) 第1(5)について

関係各証拠を総合的に判断すれば、LDの平成16年9月期通期の業績を水増しするため、グループ会社間での大規模な架空計上を企図し、その一環としてQNからEXMに対してコールセンター代行費名目で1.2億円架空に計上したことが認められる。

(6) 第1(6)について—LDM(当時はVC)平成16年度有価証券報告書虚偽記載問題

上述の調査結果によれば、(1)及び(4)の各粉飾結果を反映して、平成16年度有価証券報告書自体に虚偽記載が存在することになる。

3. 問題行為に対する責任

以上の調査結果から、本事件は、LDMの株式を株式交換を利用して(VLMA経由で)市場にて売却することでLDの連結利益に計上し、また、LDMに架空の売上を計上することにより、LDないしはLDMの利益を多く見せかけるために行われたものであり、

LD グループの利益を多く見せかけたいという LD 経営陣の意向を受け行われたものと認めることができ、起訴された 4 名に主たる責任を認めることができる。

以 上